令和5年度第1回船橋市自立支援協議会 会議録

日　　時　：　令和5年5月18日（木）午前10時から

場　　所　：　船橋市役所　本庁舎9階　第1会議室

出　　席　：　21人（委員2人の欠席あり）

傍 聴 者　：　0人

議事

①会長の選出

②副会長の指名

③重層的支援体制整備事業について

④令和4年度 ふらっと船橋の運営についての報告

⑤令和4年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

⑥令和4年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

⑦地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

⑧第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について

⑨その他

＜配付資料＞

・資料1　重層的支援体制整備事業について

・資料2－１　令和4年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋運営評価報告書

・資料2－2　令和4年度ふらっと船橋相談実績

・資料3　令和4年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表

・資料4－1　令和4年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）

・資料4－2　障害者虐待対応状況集計表（令和2年度～令和4年度受理分）

・資料4－3　令和4年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧

・資料4－4　令和4年度船橋市障害者虐待防止センター（実績報告）

・資料5－1　地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和5年3月末時点）

・資料5－2　令和4年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ

・資料6 第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について

・当日配布　その他令和5.6年度自立支援協議会専門部会

保育に関する取り組みの報告

※資料5-2 令和4年度あんしんねっと緊急対応まとめは個人を特定する恐れがある内容を含む資料のため、公開しておりません。

開会

障害福祉課長補佐

「それでは、ただいまから令和5年度第1回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

　委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、23名中21名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第7条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。なお、本日は、傍聴希望者がおりませんことをご報告いたします。

なお、本日の協議会でございますが、会場の都合で12時までには終了とさせていただきたいと考えております。議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。

また、発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。

なお、本来であれば会長により進行をしていただくところでありますが、会長が選出されるまでの間、事務局が進行をさせていただきます。

それでは、この度船橋市自立支援協議会の委員をお引き受けいただきました委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、これまで市川児童相談所船橋支所から推薦された委員の方にご出席いただいておりましたが、今後出席が困難と見込まれ、委員としての職責を果たすことが難しいとのことで委員推薦を辞退されましたのでご報告いたします。

では事務局右側の三浦委員から、反時計周りで所属とお名前をお願いします。」

三浦委員

「皆さんおはようございます。いつもお世話になっております。船橋市聴覚障害者協会の三浦と申します。合理的配慮として手話通訳を付けていただき感謝しております。今後ともよろしくお願いいたします。」

原委員

「船橋市福祉サービス公社の原と申します。よろしくお願いいたします。」

荒川委員

「船橋市身体障害者福祉会の荒川と申します。よろしくお願いいたします。」

池田則子委員

「ロンの家福祉会の池田と申します。よろしくお願いいたします。」

大谷委員

「船橋市社会福祉協議会ふなばし高齢者等権利擁護センターの大谷と申します。よろしくお願いいたします。」

古市委員

「船橋公共職業安定所の古市と申します。どうぞよろしくお願いいたします。」

木下委員

「市立船橋特別支援学校の木下と申します。よろしくお願いいたします。」

村田委員

「県立船橋特別支援学校の村田と申します。よろしくお願いいたします。」

江野澤委員

「健仁会ひまわり苑の江野澤と申します。よろしくお願いいたします。」

山崎委員

「船橋歯科医師会の山崎と申します。よろしくお願いいたします。」

千日委員

「大久保学園の千日と申します。よろしくお願いいたします。」

小松委員

「船橋医師会、医療法人同和会千葉病院の小松と申します。よろしくお願いいたします。」

鈴木委員

「千葉県福祉援護会障害者支援施設誠光園の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。」

清水委員

「基幹相談支援センターふらっと船橋の清水と申します。今日はよろしくお願いいたします。」

住吉委員

「船橋市地域活動支援センターの住吉と申します。よろしくお願いします。」

杉井委員

「船橋障害者自立生活センターの杉井と申します。よろしくお願いします。」

山田委員

「ちばMDエコネットの山田と申します。よろしくお願いいたします。」

犬石委員

「精神障害者の家族の会オアシス家族会の犬石と申します。よろしくお願いいたします。」

森委員

「船橋市視覚障害者協会の森と申します。今日はよろしくお願いします。」

泉委員

「社会福祉法人さざんか会の泉といいます。よろしくお願いいたします。」

野口委員

「船橋市障害者成年後見支援センターの野口と申します。よろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「ありがとうございました。次に福祉サービス部長岩澤早苗からご挨拶を申し上げます。」

福祉サービス部長

「皆様、おはようございます。福祉サービス部長の岩澤でございます。

皆様におかれましては、日頃より本市の障害福祉行政に、ご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

また、この度は、船橋市自立支援協議会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障害者等への支援に関する課題について地域の実情に応じてご協議していただく場となっております。

そのため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉団体、障害者団体、様々な立場の方から、委員をご推薦いただき、これまでも様々な案件を、ご議論いただき、貴重なご意見を頂戴して参りました。皆様からのご意見も踏まえながら、船橋市の障害福祉の施策を推進して参っております。

そのような中で、令和5年度、新規の事業としまして、重度障害等のある方に対し、大学修学の支援と就労支援の2つの事業を4月1日から開始いたしました。市の広報にも載せております。

この事業は国の地域生活支援促進事業の制度を活用し、通勤・通学・食事・排泄の介助、代筆、パソコンの準備及び調整など、ヘルパーのサービス提供に対して必要な費用の一部を支給するものとなっております。

本市といたしましても重度障害等がある方に対して、自立に向けたサポートをして参りたいと考えております。

また、今年度は、議題にもございますけれども、第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の計画期間が令和5年度で終了することに伴いまして、次期計画を策定する年でございます。こちらの計画につきましても皆様のご意見を頂戴ながら策定を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、本協議会において、皆様から活発なご意見を頂戴いたしまして、船橋市の障害福祉のために、引き続き、ご支援、ご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「続きまして、事務局出席者の紹介をさせていただきます。」

［事務局紹介］

障害福祉課長補佐

議事①会長の選出

「それでは、本日の議事事項に入ります。最初に、議事①会長の選出についてでございます。船橋市自立支援協議会設置運営要綱第6条第2項の規定に基づき、協議会委員の互選によることになります。どなたかご推薦はございませんでしょうか。」

清水委員

「今まで会長の任を務められておりました、医療法人同和会千葉病院の小松委員にお願いしたいと思っております。ご審議をお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「ありがとうございます。ただいま、小松尚也委員を推薦するご発言がありました。ご承認いただけるようであれば、拍手をお願いいたします。」

【拍手】

障害福祉課長補佐

「ありがとうございます。それでは、小松尚也委員を当協議会会長に選任することと決定いたしました。小松会長、就任のご挨拶をお願いいたします。」

小松会長

「皆さんこんにちは。医療法人同和会千葉病院の小松です。

私こちらの自立支援協議会に携わらせていただいて、もう何年になるか忘れましたけれども、前からやらせてもらっています。精神科医ではありますけども、障害福祉全般の分野に関してまだまだ勉強不足なものですから、いろいろとこの数年間勉強させてもらってます。

ただこの3年間は皆さんご承知のとおりコロナで、かなりいろんなことに問題課題が山積みです。

今の話の中で、皆さんのご挨拶の中でも、聴覚障害の方がなかなかマスクがあるとコミュニケーションが難しいこともあって、マスクをしていることの弊害も当然あるわけです。ただマスクをしないことによる弊害というのがこの3年間は大きかったですから、今でもこの会議でもなさってますし、うちの病院でもしております。

ただ世間を見るとゴールデンウイークに旅行で皆さんマスクを外して、楽しんでいるのを見ると、なんか異世界にいるような感じがして、まだまだこの辺り、どういうバランス取っていいか難しい時代だと思います。感染症との闘いは100年以上前から、ずっと昔からやってますので、何とか折り合っていけるような形で、我々医師の側もいろんな対策を考えていきたいと思います。障害福祉の分野に関してまたいろいろ今日ご意見をいただきたく思いますので、ただ時間の制限がありますので、皆さん円滑な運営をどうかよろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「それではここで、小松会長と議事の進行を交代させていただきます。小松会長、よろしくお願いいたします。」

小松会長

議事②副会長の指名

「議事②副会長の指名についてでございます。船橋市自立支援協議会設置運営要綱第6条第4項の規定により、会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。今まで副会長をされていました、障害者支援施設誠光園の鈴木章浩委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。」

鈴木副会長

「恐縮ですけれども、お引き受けさせていただきます。」

小松会長

「ありがとうございます。それでは、一言ご挨拶をいただきたいと思います。」

鈴木副会長

「改めましてこんにちは。先ほど紹介させていただきましたが、誠光園の鈴木と申します。長くこの協議会には関わらせていただいておりますが、引き続き尽力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

小松会長

「よろしくお願いします。」

小松会長

議事③重層的支援体制整備事業について

「次に、議事③重層的支援体制整備事業についてでございます。本日は講師としまして、斎藤福祉政策課長にお越しいただいております。

それでは、斎藤課長、よろしくお願いいたします。」

福祉政策課長

「皆様、改めまして、おはようございます。福祉政策課斎藤でございます。本日はよろしくお願いします。

重層的支援体制整備事業等という資料をご覧ください。資料1になります。資料の2ページをお開きください。

まず、重層的支援体制整備事業は社会福祉法の改正により創設された任意事業でございます。法律としましては、令和3年4月に施行されましたが、船橋市では本年度、令和5年度から開始させていただくことにしております。

資料の2ページ重層的支援体制整備事業の枠組み等についてというページです。

この事業は市町村におきまして、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する断らない包括的な支援体制を整備するために、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援事業、Ⅲ地域づくり事業を一体的に実施するという事業になります。

　まず、資料2ページの囲みの中の、Ⅰ相談支援でございますが、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業におきまして、包括的に相談を受け止めるということを行います。受け止めた相談のうち複雑化した事例につきましては、多機関協働事業になりまして、課題の解きほぐしや関係機関ごとの役割分担を図りまして、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにいたします。例えば、長期にわたり引きこもり状態にある方など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、本人との関係性の構築に向けた支援を行うものでございます。

　Ⅱ参加支援でございます。こちらは相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援いたします。

　Ⅲ地域づくりに向けた支援といたしましては、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に努めるものでございます。

　以上の事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築して参ります。

次の3ページをご覧ください。ただいま冒頭で説明したものを図案化しまして細かく説明させていただきます。こんな人が相談に来たとき（相談支援）というページになります。

成人した子供を養っているが、じっとしているのが苦手で、周囲に馴染めず、学校に行けなくなってからずっと引きこもっており、自分が働けなくなったときが心配。

自分の体調の悪いときに、近所に住んでいる高齢の両親に子供の面倒を見てもらいたいが、家がごみ屋敷状態で人は呼べない。

計画的にお金を使いたいが、衝動買いがやめられず、いろんなところに借金してしまい、税金も払えていない。

このような複雑化した方が相談に見えられたという場合です。

　4ページをご覧ください。こんな人が来たとき（これまで）と図案になります。

重層的支援体制整備事業が始まる前は、相談者が困り事の内容に合わせて各相談窓口に相談に行かなければならないというような状況だったと思われます。困りごとを抱えた方は、一つの窓口にご相談に来ることに、私たちが思っているよりエネルギーを使ってご相談に見えられます。わざわざ残りの部署に連絡しなければならないのであれば、相談を諦めてしまうということもあったかもしれない。

5ページをご覧ください。こんな人が相談に来たとき（重層開始）と書かれているページです。重層的支援体制整備事業を開始することで、既存の相談窓口同士が複合化・複雑化した課題を抱える相談者の情報を共有することができるようになります。相談者の負担を増やすことなく支援を提供することができるようになると考えております。

　6ページをご覧ください。こんな場合は伺いますと書かれているページです。

相談窓口、公共施設まで来ることが難しい人に対しましては、相談者のご自宅、あるいは近くの公民館などに出向き相談をお受けができ、必要な支援を提供できるようになります。このような取り組みは、今までも高齢、障害、子育てといった各分野では既に行われている取り組みですが、各制度に当てはまらない方への対応がこれを用いてできるようになるということになると考えています。ここまでが、Ⅰ相談支援の内容になります。

　続きまして7ページをご覧ください。Ⅱ参加支援でございます。続いて、参加支援事業についてご説明いたします。事業の支援対象者は既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人になります。

地域に出て行けずに孤立してしまっている人などに対して、社会とのつながりを作るために支援を行う事業。ということが参加支援事業になっております。

お時間の関係でちょっと飛ばします。8ページをご覧ください。同じく参加支援と書かれているページになります。

　令和5年度の船橋市における参加支援事業については、地域福祉課にて保健と福祉の総合相談窓口さーくると船橋市社会福祉協議会に委託し実施している就労準備支援事業を活用して参りたいと考えております。

もともとは、生活困窮者に対して行っている事業であり、一般就労につくためのステップとして、グループワークや内職作業、地区社会福祉協議会のボランティア参加などを通しまして、決まった時間に決まった場所に来ることができるような生活習慣の形成や人とのコミュニケーションが図れるようになることを目的としているものですが、対象を拡充し、複合化・複雑化した課題を抱える人も利用できるようにして実施して参ります。

今年度重層的支援体制整備事業を実施し、事例を積み重ねていく中で、新たなメニューが必要となりましたら、改めて検討させていただきたいと考えております。

　資料の9ページをご覧ください。地域づくりと書かれております。地域づくり事業については、介護、障害、子供、生活困窮の各分野において実施されております既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等により地域における多様な主体による取り組みのコーディネート等を行うこととしております。

現在当市におきましても、各分野における既存事業がありますので、これらを実施しつつ、新たな交流の場や居場所の確保について検討していきたいと考えております。

資料の10ページをご覧ください。船橋市の重層的支援体制整備事業全体像（イメージ）というページになります。

今までお話をさせていただいてきた内容を全体像としてまとめた図案になります。今年度はこのような全体像で事業を開始させていただいております。

特に、まずは包括的相談支援事業、断らない相談ということに重きを置いて、普段声を発せられない方も拾えるような船橋市になりたいなと考えております。

また今年からの取り組みになりますので、試行錯誤ではございますが、改善を図っていきたいと考えております。本日はお話を聞いていただいてありがとうございます。以上でございます。」

小松会長

「ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。」

清水委員

「ご説明ありがとうございます。お話にあったように、この事業2、3年前から県内でも随分進められていて、中核地域生活支援センターの連絡会でも、市原市だったり、松戸市の報告をお聞きしています。その中で、今回船橋市で実施するということは、心強いと思っています。

その中で、3つだけ、お時間のないところ、簡単で結構です。今1から3までの事業がご説明あったんですけど、これは同時に、順次、1から3まで進行していくのか、まず相談支援から重点的に進めますよというような、順番がもしかしてあるのかなと。たぶん初めて行う事業なので、その辺のお考えがあれば教えていただきたいという点です。

あと、7ページの左側の一番下、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者、まさにこれがどの市でも大きな課題になっています。制度に乗らない方たち、あえて乗らない方たち、居場所支援の居場所というのがとても複雑で、ニーズに合わせて、やはり重層だけではとどまらず、夜間の繁華街の調査だとか、指導だとか、いろんな形で他市では取り組んでいる事業があります。そういった中で、居場所支援どのようなイメージなのか、船橋でどのようにするかが気になっているのが2点目。

3点目は、10ページの多機関協働についてで、重層からお話いただく、これまでもお話になっておる、さーくるさんと相談支援の関係者や、もしくはサービス事業者との連携は取れているんですけれども、さらにまたここで一つ増えるということは、厚みが増すんだろうなというイメージと、逆に関係機関から重層に介入依頼ということも併せて可能ですかということをご質問させていただきました。」

小松会長

「それではよろしくお願いいたします。」

福祉政策課長

「ご質問ありがとうございます。まず最初進め方のご質問だったと思います。

おっしゃるとおり、まず相談支援体制の入り口でございます相談支援、ローマ数字の1番のところを重点的に取り組むというご理解でよろしいかなと思っております。船橋も人口65万人に近づいている市でございますので、公共施設、あるいは各種専門相談窓口というのはかなりの数がございます。ただジャストそこにたどり着けない方というのが、今問題視されているところでございますので、どんな形でもいいですから、公共施設にたどり着いた方に、まずお悩みを聞くというのが一番の肝だと思っておりますので、そこからスタートするのかなと思っております。もちろん清水様がおっしゃるとおり、参加支援事業あるいは地域づくり事業というものがその方のニーズに応じて提供できれば良いのですが、まだまだここの2番3番の部分は船橋市既存事業しかございませんので、やりながら、走りながら考えていきたいというスタンスでございます。これが1番目でございます。

それから7ページ、左側囲みの一番下のところ、まさしくお子様の問題で、制度の狭間等々のところです。こちらに関しましても、いろいろな問題点をお話を聞きながら、解きほぐす中で、単に制度化されておりせんので、なかなか今のところ提供できるサービスはないのかな想像はしますが、ただそうは言っても問題として取られたのであればそれは放置しておくことはできませんので、可能な部分で支援ができればと考えております。ただもちろんいろんな担当部署が集まって、知恵を絞る必要があると思っておりますので、まさしく多機関協働で何かできないかなと考えております。

最後、10ページでございます。多機関協働事業これの活用方法なんですが、まず包括的相談支援事業①を、できる限り、問題が解決を図れるのであれば、担当課同士で、つなぎあって問題の解決を図るっていうのが第一、スタンスでございます。やはりご相談者は一つ課題が片付きますと、新たな課題というのがもしかしたら浮かび上がってくるかもしれない。いろいろ話を重ねていく中で、これもっていうのが出てくるかもしれませんので、そういったもので、ある一定程度の長期間伴走が必要なもの、これなんかはやはりさーくるの力を借りて、きめ細やかな伴走支援をする必要があるだろうということで、地域福祉課を交えて取り上げていくと。清水様がおっしゃっていただいた、多機関と包括的な行ったり来たり、もちろん当然ありますが、我々としてはまず1番で解決図る、難しいものは2番に持っていく。あらかじめお話を聞いた中で、これはどこにも結び付きそうにないなということであれば、ストレートにさーくるに依頼するというような形でこの辺は臨機応変に対応できればと思っております。以上でございます。」

小松会長

「ほかにいかがでしょうか。」

泉委員

「私も中核地域生活支援事業、千葉県のモデル事業の時から4年ほど相談、対応させていただいて、その経験から、不謹慎な思いなのかもしれませんが、この図からして、何か引きこもっている人がネガティブでダメな人というような印象がすごくします。また、健康的で文化的な生活という健康ばかりが注目されて、不健康な人は駄目なのかという印象が、すごくこの図からすると、うがった見方なのですがするんですね。中核地域生活支援センター事業の時に、北海道の浦河というところに見学に行ったことがあります。有名なべてるの家という、まちの中にたばこの吸い殻があったら、空き缶は、ほったらかしというのがあったりするんですけども、当事者が後で、またみんなでたばこの吸い殻を拾って歩いたり、町の中、人といかに溶け込むかということを実践的にやってこられている。その中で、当事者性、当事者の意見をしっかり聞いていくのが大事だと思うんで、この中でやはり引きこもっているから引っ張り出していくっていう、この図からすると居場所に行きなさいよというのを、しきりにおっしゃっている、確かに就労人口が少なくなっていますから、働く人たちをしっかり作っていきたいという背景が見えてくるんですけども、その中で当事者性、当事者の人に無理をさせないということがとても大事だと思う。確かに8050で高齢化した親御さんの思いは分かりますけども、まずは当事者がどのように生きたいのかという、当事者の生きる権利をしっかりとバックに据えながら、相談支援体制、確かに1人も取り残さないことは良いように思えるんですけども、逆からすると引っ張り出すというふうに見えるんですよ。

そこは船橋市本人に無理をさせないというのを明記していただきたいと思います。いかがでしょう。」

福祉政策課長

「大変貴重なご意見ありがとうございます。確かに図面が引きこもりを例として出してしまっていることで、いろいろなイメージを描かれる可能性があるということは承知しております。おっしゃるとおり、その方をどういう支援をするかではなく、ご本人さんがどういうお気持ちでいて、どういうことを望まれているかという解きほぐしが大事なことであって、外へ引っ張り出すことだけが解決方法ではないと思っております。ただいろいろ相談支援をしていく中でケースバイケースで対応していくことになるのかなと思いますので、今いただいたご意見も当然肝に銘じながら、ご本人さんのお気持ちに満足が得られるようなところを実現できればと考えております。ありがとうございます。」

小松会長

「ほかにいかがでしょうか。私から一点だけいいですか。10ページのいろいろな課が入ってますけど、包括支援課が入ってないのは特に何か理由があるのでしょうか。自分の職務柄包括支援課と関わり合いが多いものですから。」

福祉政策課長

「10ページの絵図面の中で、1番の主な相談窓口（例）の中で地域包括支援センターと書かせていただきました。現在この地域包括支援センターを統括しているのが、地域包括ケア推進課でございますが、代表例として地域包括支援センターを書かせていただいております。当然、地域包括支援センターや在宅看護支援センターは全コミュニティに配置しておりますので、そこが相談の中心になる可能性は多くなると思います。」

小松会長

「分かりました。令和5年度から船橋市の地域包括ケア推進課から、アウトリーチ推進事業に関わることになりそうなんですね。私も含めた精神科医が3人くらいアウトリーチ推進事業に関わることになりそうなんですね。ですのでこういった形の事業にも携わることになると思います。」

山田委員

「関わる機関なんですけども、子ども子育ての相談窓口と、学校時代の相談とか子供時代の課題というのに対応するのにぜひ児童相談所と各学校、教育センターとの連携が必要だと思いますが、その辺はどう考えていらっしゃいますか。」

福祉政策課長

「ここに書かせていただいている相談窓口の例は現存するものとか、おっしゃるとおり、色々な関わり合いを持つ中で、相談しないといけない相手先は増えて参りますので、大変申し訳ないですが、やりながらどんどん充実させていって、ある一定程度のものができてくれば、もっと名前が載ってくる、関係性の図面がもっと充実してくるのかなと考えておりますので、本日のところはご理解を頂戴したいと思います。」

小松会長

「この図面は建築中でありどんどん増やしていくということですね。」

住吉委員

「10ぺージの全体図をイメージの中の事業の3つ目の地域づくり支援というところで今後の地域づくりの一環で書かれているかと思うんですが、地域活動支援センターへの補助と設置ということに関しまして、具体的にどのような地域活動支援センターをお考えで、設置ということで、船橋市人口が65万人に近づいているということで、船橋市は、東西南北広範囲になるので、現在私たち精神障害者の地域活動支援センターを行っておりますが、船橋市内、Ⅰ型の活動支援センターは1か所なんですね。本来だったら人口15万に対して1か所なんで、もっとあってもいいのかなということなんですが。今後のお考えを現時点でも構想で構いませんので教えてほしいです。」

福祉政策課長

「大変申し訳ございません。今日の全体像のイメージの中ではこういった事業があり、手法があるよというご紹介にとどまるところをご理解いただけないでしょうか。それぞれの所管課が今後地域活動支援センターであればどういう設置が似つかわしいのかというのは、今後検討していくと思いますので、またそういう機会にご意見をいただければと大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。」

小松会長

「皆さんご意見あると思いますが、これから建築中ということで、色々な意見を取り入れてやっていくということでよろしいでしょうか。それでは斎藤課長は次の公務があるということで、ここで退出されます。ありがとうございました。」

福祉政策課長

「ありがとうございました。」

議事④令和4年度ふらっと船橋の運営についての報告

小松委員

「次に、議事④令和4年度ふらっと船橋の運営についての報告でございます。ふらっと船橋、清水所長よろしくお願いします。」

清水委員

「お時間がない中でこのような時間を取っていただき、ありがとうございます。皆さんに事前に資料を市から資料をお配りしていただいているので、お目通しのことと思って、報告は手短にさせていただきたいと思っております。また、皆様のご意見、ご質問等あれば、持ち帰り検討させていただきますのでその点も踏まえてお願いします。それでは報告に参ります。

　令和4年度のふらっと船橋の事業運営評価報告のところです。まず資料の2－2、そちらは毎年実績報告という形で、前年度と対象年度の数字の比較になります。なのでこちらは見ていただいた上で、ご感想なりあれば後でいただければと思っております。令和4年度に関しましては、元年度からもそうなんですけども取り組みとして、市内に総合相談の相談窓口、ふらっと船橋を含めまして、3か所の開設に関わっていました。現在、中部地区にはテレサ会、西部にヴェルフ藤原、援護会ですね。今鈴木副会長もいらっしゃる法人ですけども、進めてきました。今度はまだ設置を検討していかなければいけない北部地域、東部地域ですね。三山を含めた東部と小室を含めた北部地域、そういったところで地域に近いところで相談ができる相談窓口を設置していきたいという市の方針と、基幹の事業としてそこに関わっていくということを4年度もやってきました。基本的に基幹センターなので、ブロックで相談支援が分かれたとしても、市内全域は基幹が対象になりますので、ふらっと船橋としては、基幹として今後も対応していきます。

市内に複数設置を進めていく上で今お話ししている3センターで毎月定例会議をオンラインで開催しています。内容につきましては援護会さんに関しては、令和4年度からというところで、始めたばかりということで、毎月毎月いろんな相談がくる中で対応方法だったり、相談内容の確認とか方法とか、困難ケースの対応、または協働で基幹と一緒にやりましょうと。基本的にはブロックは分かれたとしても基本的には船橋市の住民の方の相談となるので、基本的には基幹として協働してやりましょうというスタンスで今後も取り組んでいきます。

そういった中で、この資料の中先ほどご説明させていただいているんですけども、今お話しさせていただいているのが資料2－1、2ページ目Bのところですね。

今言ったように3事業所と定期的に、情報交換も含めた定例会を開催しています。困難ケースに関しても個別に5ブロックという話をしたんですけども基本的にふらっと船橋と、高根台にミニという執務室がありますので、大まかに言えば船取線を境に北と南で海神の事務所と高根公団の事務所とがペアをしていくということになるので、中部のテレサ会に関しての人間がバックアップしています。西部に関しては連動しながらという形で、重層的にここは相談支援に関して向き合いましょうと、今までもしてきました。あとCの地域における相談支援体制の強化の取り組みということで、③地域移行推進に向けたというところで、ふらっと船橋の事務局をしています市内の計画相談事業所と連絡協議会において、これまで制度政策であったり、子ども部会、あと研修委員会だとかそういったいろんな組織を設けております。この中に令和4年度はこれまでずっと懸念、課題として、自立支援協議会にお話ししていた指定一般、地域移行になります。この部分に関しての部会の立ち上げ、基本的には計画相談の事業所なんですけども、同時に指定一般の事業も、指定を受けている事業所が半数以上になります。計画にあたっては地域移行は入り口の部分が大事でそこから地域移行しながら定着に向けて国は計画相談ってやっぱり一体化して考えないといけない。そういったところを何年かセンターの中で議論させていただいて、令和4年度に部会立ち上げて、開催に至りました。そういった取り組みを総合相談の部分と基幹相談の役割ということで、極力地域の中で皆さんと連携を取りながら、新しいことにも取り組んでいきたいなというところと人材育成の部分で、年間7回ぐらい研修会として組んで、人材育成、専門研修のためにトラウマの研修会だったり7回開催しています。法人としては虐待防止センターも持っておりますので、それも含めた研修も2回含めて研修を開催しています。今入所施設より人口が多くなったと言っているグループホームを中心に4年度は研修会を開いてきたというふうになっています。

一番これまであまり類を見ないと言いますか、相談支援に対する、計画相談ですね、利用者、事業者がどう思ってらっしゃるかというアンケートを実施しました。1月暮れから始めて3月くらいにまとめたんですけども、おおむね皆さん計画相談に対しての評価はそこまでは悪くないんですけども10人に1人は不満という実数は出ています。端的に言うとモニタリングに来ないとか、連絡が来ない、言ったことをやらないとか率直なご意見をいただいて、5年度はこのいただいた意見について、FAS－netの中で協議しながら対応策もしくは改善策を検討していくということになっております。

報告として一つ一つは説明はできませんけれども、先ほどの重層のお話にありましたけども、ワンストップ伴走というのが相談支援の肝になりますし、相談員として計画でも総合相談でもどの相談員さんも皆同じだと思いますけどもきちんとアセスメントを取る力をつけないと、聞き取る力ですね。見立てが立てられないというところは永遠にやはり磨かなければければならないスキルだと思いますので、そういった意味でも相談員全員に対してスキルアップのための研修をやりながら今後も進めていきながら、我がこと丸ごとという言葉が他人事にならないために、相談支援として取り組んで参りたいなと思っております。簡単ですけどもふらっと船橋の4年度の運営評価の報告という形でお示しさせていただきました。よろしくお願いいたします。」

小松会長

「どうもありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。」

泉委員

「4ページの下から9行目のところにどの地域においても精神の方の相談は多く、相談内容は生活支援に集中しているという記載がございますが、支障のない範囲でどのような相談内容が多いのか、具体的に教えていただけるのであればご説明いただければと思います。」

清水委員

「ありがとうございます。一つですね、ご質問があったので、お答えさせていただくんですけども基本的に生活支援というところでは、ご自身の理解だったり、家族との関係だったり、人間関係、コミュニケーション、あと余暇活動だとか、外出、住まいの問題ですね。こういったところに関わってくる相談が非常に多いです。それって人が生きていく上でとても大事なことということは数字に出ているとおりなんですけれども、そういった中ですので、具体的にどんな事例ということに関しましては、活動報告というものを毎年作っておりますので、その中である程度事例とか出しているんですけどもやはり近隣との問題だとか、家族がもしかしかすると、前回8050の勉強会の時に、どうしても50が80の足かせになるようなお話が多かった中で、私たちの立場からすると80が50を抑えている部分が多いんですよ。そういうところの関係性を明らかにしていきましょうという内容だったりとか、ご自身が障害受容がなかなか難しい方とか手帳を持っているけどぼくは障害者じゃないとか。そういった自己理解とかその部分で社会に出ていく上でのコミュニケーションがやはり難しいとか、あとはごみ屋敷を含めた転居の問題だったり、家賃滞納だったりいろんな部分がこの中に含まれています。

ふらっと船橋では生活の支援が断トツに多いんですけども、令和元年から始めた中部のテレサ会に関しては関係機関の連携がデータ的には多く出ています。昨年度開設したヴェルフ藤原ではネットワークづくり、地域づくりというところで3センターでそれぞれ地域性ではないと思います。始めた年度によって事業を進めていく中で相談内容が変わっていく。当然始めたばかりではネットワークづくりが当然重要ですよねというのが見えてきます。3事業トータルして、生活の支援、年間通して、データ的にも一番多いです。簡単ですけども、お答えになったかわからないですけどもお答えいたします。」

会長

「ほかにございますでしょうか。それでは次に進みます。」

小松会長

議事⑤令和4年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

「議事⑤令和4年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告についてでございます。船橋市障害者成年後見支援センター、野口センター長よろしくお願いします。」

野口委員

「船橋市障害者成年後見支援センターの野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。令和4年度の実績報告をさせていただきます。

資料3－2となります。まず令和4年度の相談件数についてです。令和4年度は7,924件の相談がありました。2枚目の集計表をご覧ください。こちらに障害種別が載っております。個別件数としましては、知的障害の方が5,016人、精神の方は2,342人、その他の方は、高次脳機能障害の方になります。566件。相談形態としましては、電話相談は5,762件、来所の相談が391件、訪問の相談が1,771件ありました。相談内容については申し立てが102件、受任相談が80件、その他が7,811件。その他のところに入るのは、本人からの電話相談が難しい関係で支援者の方から相談ですとか、銀行の手続き、行政の手続き、色々な契約等それらすべてがここに入っております。

相談経路が新規の方のみここに記載しております。関係機関からの相談が233件、紹介173件、その他170件あります。関係機関は行政だったり、こちらにいらっしゃるふらっとさんとか病院とか、そういったところからの相談がここに入ります。紹介というのは市から紹介されましたとか直接ご家族の方、ご本人からどこどこから紹介されましたというものの人数がここに入っております。その他はホームページ等で見て知りましたということで、来た相談になります。今現在の私どもで法人後見で受任している件数が90件あります。今年度新規の受任件数は8件ありました。終了が2件ありました。終了というのはお二人とも補助類型の方で、申し立ての時にあったときの課題が解決してご本人から保佐人は必要ないんじゃないかと相談があって、私たちとしてもご本人にこれ以上保佐人として必要ないかなということで、ワーカーとか病院と相談をして、取り消ししたという事例が2件ありました。

類型別ですと、後見類型が29件、保佐類型が54件、補助類型が70件となります。できるだけ後見というと、何もできない全て後見人にお任せしますということになってしまうので、そうでなくて、ご本人のできないところの支援をしていこうということで、保佐、補助の類型が多くなっております。

PACガーディアンズという法人で法人後見を受任しているのですが、一応1人の被後見人の方に対して、相談者が2人つくような体制をとっています。今千葉の事務の中に電話の相談員が5名とPACの副理事長含めて6名で対応しております。その他に事務執行者といいまして、直接業務を担当していただく55名の船橋の方に支援をいただいて、活動しております。

今とても新規の相談が多いような状況になっております。現在申立について進行中の方が4件ございます。申立10人の相談もあるんですが、なかなか受任が追い付かない状態にあります。マンパワーが足りないというところが大きいんですが、そこでこれから市と相談していきたいなと思っております。課題としましては高齢者の相談、今まではご家族に限って受任をしていたんですね。ご本人が知的障害がある方で、お母さんも高齢になって認知症も入ってきたと。それでお母さんのほうも見てほしいということでそういった形で受けているケースが1件2件ございます。例えば45歳の若年性認知症の方、それは私どもが対応するのか、それとも高齢者の包括支援センターで対応するのか。ただ、今の来ている相談では若年性認知症のお子さんが引きこもり方であったり、お子さんの言い分が、暴力があったりとか、結構複雑な相談がありまして、そういったところで先ほどの重層が私どもにとっても心強い支援だなというように考えております。今後そういった相談をどうするかという中で課題があります。後見人というのはその方のこれからを一緒に考えていくものだと思うんです。なので、どなたも家族がいなかったり、いろんな障害、判断能力が難しくて後見人が必要だという方はもちろんたくさんいらっしゃると思うんですが、そうじゃなくて後見人というのは付けてしまうとなかなか外れない。先ほど2件の終了ケースがあったと申しましたけれども、なかなかそれは本当に大変なんですね。本人の判断能力が回復したということを証明しないといけないのでなかなか一度判断能力が困難だと書いてくださったお医者様がまた回復と書いてもらえないケースとか。あと、ついてみて課題が多い中、実際ほかの福祉サービスの部分だなという方もいらっしゃるので、後見制度というのは本当に慎重に、どうしても後見制度でないと駄目なんだという方がお使いいただく制度だなと思いながら、対応しております。

簡単になってしまいましたが、以上でございます。何かご質問あればお願いいたします。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「いつも障害者成年後見支援センターのご活動を伺っていて、とても大変な相談件数を少ないマンパワーでやっていらっしゃるということを実感しておりまして、ぜひ相談を受ける方が疲弊しないような体制を市にもぜひお願いしたいと思います。」

小松会長

「ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問よろしいでしょうか。まさに重層的な課題が多いですからね。よろしくお願いします。

ほかにご質問がある方がいないようでしたら、次に進みます。」

議事⑥令和4年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

小松会長

「次に、議事⑥令和4年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告でございます。

まず、事務局より令和4年度の全体の状況について説明をお願いします。」

相談支援係長

「障害者虐待防止法により、市では養護者虐待及び施設虐待に係る対応を行うこととされております。また、使用者虐待については県が対応することとされており、市に通報があった場合には受理した上で、県へ通知を行っております。

本市においては、養護者虐待及び使用者虐待については船橋市障害者虐待防止センターはーぷと障害福祉課が、施設虐待については障害福祉課が対応するよう役割分担がなされております。私からは養護者虐待、施設虐待、使用者虐待をまとめて報告させていただき、後ほど船橋市障害者虐待防止センターはーぷから施設虐待以外を報告させていただきます。

それでは資料4－1をご覧ください。令和4年度の障害者虐待防止対応の状況を集計したものです。集計時点は令和5年3月末現在です。

まず、上の表の左下にあります合計の件数をご覧ください。合計の受理件数は24件、このうち、障害者虐待防止センターで受理した案件は2件、障害福祉課経由でセンターが受理した案件は9件でございます。障害福祉課で受理した案件は13件でございます。

通報者の内訳としまして、本人からは3件、事業所からは9件、その他として12件となっております。

障害種別は、重複もございますが、身体8人、知的18人、精神8人、その他1人となっております。

虐待類型についてですが、養護者からの虐待案件が8件、施設職員からの虐待案件は13件、使用者からは3件、その他は0件となっております。

虐待区分は、重複がございますが、身体的虐待18件、性的虐待1件、心理的虐待9件、放棄放任5件、経済的虐待3件でした。24件中、緊急性がある案件は1件ございました。

資料4－1についての説明は以上です。

続きまして、資料4－2について説明いたします。資料4－2をご覧ください。

こちらは、直近3カ年度における障害者虐待に係る受理及び対応状況について整理した表になります。集計時点は令和5年3月末現在です。

表の左１列の虐待類型小計をご覧ください。この数値が障害者虐待の受理件数となります。

令和4年度の受理件数は、養護者虐待8件、施設虐待13件、使用者虐待3件、合計24件となりました。

続いて表の右4列の終結判断をご覧ください。

令和2年度に受理した案件につきましては、全ての案件について対応が終結しております。

令和3年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数13件のうち、12件については対応を終結しており、その内訳は虐待有りとして終結8件、虐待無しとして終結1件、判断しないとして終結3件となっております。残りの1件については対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数15件の全ての対応が終結しており、その内訳は虐待有りとして終結8件、虐待無しとして終結1件、判断しないとして終結6件となっております。

使用者虐待についても、受理件数3件の全ての対応が終結しており、その内訳は判断しないとして終結3件となっております。

令和4年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数8件のうち、2件については対応を終結しており、その内訳は虐待有として終結2件となっております。残りの6件については、対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数13件のうち、10件については対応を終結しており、その内訳は虐待有りとして終結2件、虐待無しとして終結4件、判断しないとして終結4件となっております。残りの3件については、対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数3件のうち、3件とも対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。

資料4－2についての説明は以上です。

続いて資料4－3をご説明します。

虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和5年3月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和4年度の第1回目の会議は5月25日に行われており、件数は、養護者虐待が2件、施設虐待が9件、使用者虐待は3件でした。

第2回目の会議は8月31日に行われており、件数は、養護者虐待が4件、施設虐待が3件、使用者虐待は0件でした。

第3回目の会議は11月16日に行われており、件数は、養護者虐待が4件、施設虐待が3件、使用者虐待は0件でした。

第4回目の会議は2月22日に行われており、件数は、養護者虐待が4件、施設虐待が4件、使用者虐待は1件でした。

以上、4回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

　それでは、表の合計のところをご覧ください。

　養護者虐待について、協議案件累計14件のうち、虐待の疑いありとして終結12件、虐待の疑いありとして継続0件、虐待の疑いなしとして終結0件、虐待の判断に至らず終結2件、虐待の判断に至らず継続0件。

施設虐待について、協議案件累計19件のうち、虐待の疑いありとして終結8件、虐待の疑いありして継続0件、虐待の疑いなしとして終結5件、虐待の判断に至らず終結6件、虐待の判断に至らず継続0件。

使用者虐待について、報告案件累計4件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結4件。

資料4－3の説明は以上になります。

ここまでで、障害者虐待に係る全体の報告となります。

続きまして、船橋市障害者虐待防止センター「はーぷ」から、令和4年度の施設虐待以外の通報受理等の状況について、報告させていただきます。」

小松会長

「それでは、令和4年度船橋市障害者虐待防止センターの実績報告でございます。本日は、船橋市障害者虐待防止センターの山村さんをお呼びしております。それでは山村さん、お願いいたします。」

船橋市障害者虐待防止センター職員

「施設虐待以外の養護者による虐待・使用者による虐待につきまして報告させていただきます。

　お手元の資料4－4をご覧ください。まず1番通報の窓口です。

　令和4年度の養護者による虐待及び使用者による虐待の通報等の合計は11件でした。その内、はーぷで受理・対応している案件は2件です。障害福祉課で受理した案件は9件で全11件をはーぷで対応いたしました11件の内の3件は使用者による虐待でしたので、県及び都に通知しました。

2番です。虐待の通報者です。

　11件の通報等の内訳は、本人届出2件、事業所からの通報2件、その他からの通報は、主に警察ですが、障害者虐待事案通報票によるもので7件でした。

次のページにいっていただいて、3番障害の種別です。

　被虐待者の障害種別は、重複があります。身体障害3人、知的障害7人、精神障害6人、その他0人となっています。

4番、虐待疑いの区分です。

　身体的虐待7件、性的虐待0件、心理的虐待3件、放棄放任0件、経済的虐待1件でした。

緊急性ありとして1件の対応を行いました。

令和5年3月末現在、令和4年度の受理数11件のうち、2件は終結しております。この終わった2件のうち、虐待有は2件が認定されております。虐待区分は、重複ありまして身体的虐待2件、心理的虐待1件でした。残り9件は現在も対応中となっています。

5番です。年度別受理数です。

上から令和2年、3年、4年となっておりまして、このグラフの通りでございます。

次は6番、年度別その他相談対応回数です。

はーぷには、虐待無しで終結した方や虐待以外の相談の方などから連絡が入ります。

障害者虐待以外の相談等は傾聴のみであったり、相談機関を案内するなど行っています。

令和2年度は137件、824回の電話等の対応をしました。令和3年度は113件553回、令和4年度は182件1376回の対応でした。障害者虐待を見過ごさないために、虐待疑い案件以外の電話等は、その他相談として記録しております。お話を伺っていく中で、虐待のキーワードが隠されていないか等、障害福祉課と連携を図り、情報共有しております。

次のページをめくっていただいて7－1、月別対応回数です。

　令和4年度、虐待疑い案件として、電話、メール、訪問、面談にて本人や関係者と対応した

合計回数は1,595回でした。虐待以外の相談については1,376回の対応をしております。

その下7－2月別対応回数内訳です。そちらにつきましては、お目通しください。

　令和4年度は、本人の生命に危険があり、緊急に一時保護が必要とされた案件は1件でした。

続きまして、令和4年度のはーぷの周知・啓発活動につきまして報告させていただきます。

障害者虐待防止の通報、相談窓口について周知のためには繰り返し定期的な広報活動が必要と考えます。近隣住民の情報提供等、広く市民から協力を得るためには、民生児童委員の協力は必要不可決となっています。平成26年度より継続して、船橋全24地区の民生児童委員協議会にお伺いし、はーぷの実績報告であったりとか通報についてのお願いを行ってきました。結果、民生児童委員の皆様とお顔の見える関係が構築されたというふうに感じております。感染症流行しておりましたので、思うように訪問ができない状況でしたが、幾らか落ち着きが見え始めたために可能な限り地区民協会議の場に訪問させていただき、ほぼ全地区をお伺いすることができました。

　今年度も地区民協会議の訪問を継続し、周知・啓発活動に努めて参ります。

また、はーぷでは令和4年度より、虐待防止の対応以外に、障害者差別に関わる初回の相談聞き取りも行っています。令和4年度の障害者差別についてのご相談はありませんでした。皆様ご存じだと思いますが、FACEビルの中に障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の差別に関する相談窓口もございます。広域専門指導員とも連携し障害者差別に対応して参ります。

今後とも各関係機関からご支援ご協力を賜りながら、障害者の権利擁護・虐待防止に努める所存ございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上で虐待センターはーぷの実績報告を終わります。」

小松会長

「事務局と山村さんの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。山村さんは、次のご予定があるため、ここで退席されます。ありがとうございました。」

小松会長

議事⑦地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

「次に、議事⑦地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告の実績報告についてでございます。事務局、報告をお願いします。」

相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料5－1をご覧ください。なお、本資料は令和５年３月末時点のデータとなっております。

まず、1、緊急受け入れ対応状況についてです。　緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。昨年度は合計37件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害9件、知的障害18件、身体・知的重複4件、精神・知的重複3件、3障害重複1件、不明2件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料5－2をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となります。拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった様々な社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

　それでは、資料5－1に戻ります。2の事前登録状況についてです。

緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の支援に役立ております。

令和5年3月末時点で347人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害47人、知的障害215人、身体障害17人、身体・知的重複50人、精神・知的重複11人、身体・精神重複5人、3障害重複2人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

続きまして、資料5－1をめくっていただき、3のグループホーム連絡協議会についてです。

　協議会では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たにグループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。令和3年度までは、感染症まん延防止の観点から参集して行う勉強会などの開催はできない状況にありましたが、昨年度は対面での参集を再開し、グループホーム連絡協議会総会を1回開催いたしました。

また、事務局の訪問の了承を得られたグループホームに伺って、それぞれのホームごとの困難事例の相談や意見交換を引き続き行っております。

続いて、資料5－1の2枚目、4の地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。

当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

昨年度は第1回を8月1日に開催し、拠点システムの自己評価を実施いたしました。この結果を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。また、第2回を12月26日、第3回を3月23日に開催しており、現状の進捗状況の確認、課題の整理及び次年度以降の取り組みについて等、委員の皆様から意見を伺いました。資料5についての報告は以上でございます。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

犬石委員

「私たちも、精神障害の家族もだんだん年を取って参っておりまして、グループホームに入れたい方が非常に多いんですけれどもグループホームはいろんなところがあって、こころの健康の冊子だったりにも書いてあるんですけれども。本当に勉強不足で、グループホーム連絡協議会があるっていうのも初めて知ったんです。これはサービスされる方の協議会になるんですよね。それを例えば私たち家族会に向けて、例えばそういうことの詳しい今ここにどういう空きがあるかだとか、女性だけのグループホーム、男性だけ、そういうことを来てお話をしていただこうと思えばそういうことってしていただけるんでしょうか。

それともう一つ、初歩的なことで申し訳ないのですが、今私たち家族も高齢化しまして切羽詰まってる家族も多いのですが、一番最初、元に戻ってしまい申し訳ないのですが、重層的支援ということで、まず一番どこに電話したらいいのかっていうのが、やっぱりふらっと船橋さんと後は、はーぷ、オアシスさんになるんでしょうか、あと事業は始まっているんですよね。」

小松会長

「まず最初の質問に関しては、事務局、どうしましょう。」

相談支援係長

「クループホーム連絡協議会では利用者様に向けたお話をする機会があればということでよろしかったですか。」

犬石委員

「そうです。全般的なこと、今どういうグループホームがあって、空きがどのくらいという説明をしていただきたいと気持ちがあるんです。」

相談支援係長

「その件に関しましては、委託の業者とも相談しながら検討して参りたいと思います。後ほど個別に伺わせていただければと思います。」

犬石委員

「よろしくお願いします。その時、先ほど、資料5－2のあんしんねっと船橋さんの緊急対応例は、ここだけの資料に留めていたほうが良いのか。例えば私たちの会員の方にこれをある程度提示してもいいものなのか、困っている方が中でこういう例があったよと伝えるときに。」

千日委員

「あんしんねっと拠点システムのコーディネーター事業を実施している法人ですので、先ほどお話がありましたけれども犬石さんの少し触れられたところについて回答したいと思います。

まず、クループホーム連絡協議会、それからこのあんしんねっと船橋コーディネーター事業は一括してうちが受託しているものです。

グループホーム連絡協議会はいわゆるここは中核市ですので設けられていませんけれども、千葉県ではグループホーム等支援ワーカーという位置づけの事業がございまして、これは他市には全部ある。この方たちは自分のエリアのグループホームのいろんな情報をまとめ、必要に応じて、グループホームに出向いていろんな相談をする。その次にはそのエリアのグループホームのクオリティーを高めていきましょう、底上げをしていきましょう、そういうことが主なんですけれども、私たちがそれを事業を受託して2期が始まってますので、大体もう4、5年目ぐらいになるんですけれども、グループホームがどんどんできているんです。これは社会福祉法人のみならずで、株式だったり、NPOであったり。当然、介護包括型と合わせて、日中サービス支援型も増えてきて、様々な取り組みがあるんですけれども、これを市のほうから、指定事業者になる際に、グループホームの連絡協議会の事務局も担うようにと、先ほど言った目的に沿って進めております。これはあくまでもあんしんねっとの中にあるものなので、これだけが独り歩きはなかなかできないんですけれども、グループホームを作ろうと、しようと思っている事業者への参考なり助言、あるいはグループホームを活用したいという方たちへの情報の提供。これは入り口はあんしんねっとに来ないとなかなか、すぐにグループホームの話にはならないんですけども、このグループホームの連絡協議会と混在しますけれども、コーディネーター事業、緊急受け入れのものについては、市と我々のほうの事業所も含めて、市内のそれぞれの事業所、あるいは病院、警察、学校には全て周知しているはずなんです。その代表の方に周知をし、利用者の皆さんに、あるいは家族の皆さんにはお伝えくださいと、そして、そこではまだ、なかなか認識が深まらないはずなので、こちらに電話してくださいというのでこちらに来る、そういう流れになっているんです。

なので、この緊急案件受け入れのあんしんねっとの問題、これももうチラシができておりまして、裏に登録制になっていますんで、車のJAFと同じですね、何かのために登録しておきましょうと。そういうものもありますので、一度また犬石さんのほうにも情報は知らせておきますけども、話に行くということも可能なんです。そういうことで、なかなかまだ今でも、この自立支援協議会のなかででも周知がされていないことがあるんだなとちょっとがっかりしたところもあるんですけども、最後に犬石さんがおっしゃられていた、今日聞いても重層的支援体制の構築ということになっているですけれども、本当に僕自身もどこに電話して良いか分からないんですね。でもどんどん制度に沿って、いろんな事業というのは行政サイドも作り上げていかないといけないですから、こういう結果になっているんですけれども、基幹、総合相談、あんしんねっと、いろんな虐待というのも、本当に必要としている人はどこに電話したらいいかからない状態。まあものを作るのは当然なんですけれども、一番大事なのは各事業所のネットワークというか、運営をしている人たちの認識というものが、一つ一枚岩になっておかないと、どこに電話があってもたらい回しでなく、これはどこどこのセンターに電話をするものなんだよというのがしっかりと伝わっていかないと、数だけは増えるけれども、結果的にはどこに電話すればいいのと。受けたほうもどこに振っていくか認識ができてないというのがある程度現状あると思いますから、今犬石さんからお話いただいたものを持ち帰って、私の担当している部分については、より皆さんにきめ細かくご連絡ができるようにまた努力したいとまた思います。」

犬石委員

「ありがとうございます。私どもも、あんしんねっとに登録している人もいるんです。今度コーディネーターの方に全体的なお話を伺うことになってまして、グループホームのことも来てくださる方にお伺いすればよろしいんですね。」

千日委員

「グループホームの担当者もおりますので、必要に応じて複数でお伺いします。」

犬石委員

「すみません、全体的なことでなくて。ありがとうございました。」

小松会長

「重層の話も今の話でよろしいですかね。そうしたらもう一つとあんしんねっとの事例を共有してよいかという話もあったかと思うんですが、それに関しては事務局のほうでお願いします。」

相談支援係長

「この内容については、ホームページ等にも公開される予定なので、特段共有していただいて、差し支えない内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。」

千日委員

「ちょっとすみません、この緊急対応の内訳の件ですよね。公表するというのは。結構施設名とか出ているものを公表されるように、これはうちのほうで求められた資料、ここの自立支援協議会限定というように聞いておりましたのでちょっとその辺は調整を。施設名も出ておりますし。」

障害福祉課長

「申し訳ございません、これについては件数などの場合はホームページ載せますけれども、千日さんがおっしゃっているようにこの内容については今日参加している皆様については、秘密の保持というところのご了解いただいて、参加いただいておりますので、この内容は、事例を皆さんにご理解していただきたいということでございますので、申し訳ございません。資料につきましては今回お配りして、皆さんにはお知らせしていますが、これは独り歩きしてしまうとあまり良いものではないので、この会議だけということで、皆さんのほうにお願いしたいと思います。申し訳ございません。お願いします。」

千日委員

「ありがとうございました。」

福祉サービス部長

「重層的支援体制整備事業のことで、福祉政策課長が、先にご説明しましたが、福祉サ－ビス部の所管ですので、私のほうからも補足させていただきたいと思います。私も今お話聞いていて、やはり相談する場所、というのを市としてもちゃんとしっかりと周知させていかなければいけないなと感じてはいるところです。今でもホームページだったり広報だったり色々な手段で周知はさせていただいているところなんですけれども、まずどこに相談したらいいかというところは周知の方法を工夫させていただきたいなと感じております。ふらっと船橋さんだったり、保健と福祉の総合相談窓口さーくるだったり、あとは市のそれぞれの窓口で、当然ご相談はお受けします。ご相談をお受けしてから重層的な体制整備で解決させていただく必要がありましたら、それぞれの支援機関間が連携して、協力をしながら解決に導いていかれるような仕組み、これが重層的支援体制整備事業でございますので、市としましても皆様方のご意見を伺ってちゃんとその仕組みづくりしっかりとさせていきたいと思っております。仕組みづくりと周知をしっかりとしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

小松会長

「それでは、この件に関してはよろしいでしょうか。次に進みます。」

議事⑧第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について

小松会長

「議事⑧第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画についてでございます。それでは事務局より報告をお願いします。」

計画係長

「それでは、議事8、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画について、説明させていただきます。資料6をお手元にご用意ください。

それでは根拠法をご覧ください。まず、今年度策定する計画の根拠法令についてご説明いたします。

障害福祉計画についてでございますが、こちらは障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画でございます。また、障害児福祉計画については、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画でございます。この2つの計画は、法律上、一体的に作成できることとされており、船橋市ではこれまでも1つにまとめて作成してまいりました。今回の計画についても1つにまとめて作成いたします。

なお、市では、計画策定の際に参考にする国の基本的な指針を基本指針、また、障害福祉計画及び障害児福祉計画を福祉計画と呼んでおりますので、以後そのように呼ばせていただきます。

続きまして、目的をご覧ください。福祉計画は、国の基本指針に即して策定するものとされ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制確保、見込量及び見込量確保のための方策を規定し、計画的に図られることを目的とします。

なお、基本指針ですが、まだ国から告示されておりません。本日の資料は国が示している概要資料を基に作成しておりますが、国から基本指針が告示され次第、早急に策定作業を進めて参ります。

続きまして、計画期間をご覧ください。福祉計画は、3年を1期とするため、今回の計画は令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

続きまして、障害者施策に関する計画との関係をご覧ください。

資料に記載のとおりでございますが、基本指針において、福祉計画と市町村障害者計画は調和を保つものとされております。こちらに記載のある市町村障害者計画は船橋市の場合、船橋市障害者施策に関する計画に該当します。現行の計画は第4次船橋市障害者施策に関する計画でございまして、計画期間や内容の整合性を図ることにより、一体的な実施を図ってまいります。

続きまして、計画策定スケジュールをご覧ください。一番上の欄からご説明いたします。まず、先ほどから申し上げておりますとおり、令和5年5月に基本指針の告示と記載しておりますが、まだ告示されておりませんので、ここは予定です。次の欄は10月船橋市自立支援協議会と記載しております。この5月から10月までの間に障害福祉サービス等の見込み量や計画の文章を作成し、専門部会等において意見聴取を行う予定です。なお、10月の自立支援協議会への意見聴取ですが、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく意見聴取でございます。続きまして、12月でございますが、パブリック・コメント実施に関する市議会への報告、パブリック・コメントの実施、千葉県への意見聴取を予定しております。

そして、パブリック・コメント終了後の令和6年1月もしくは2月に計画最終案について自立支援協議会で意見聴取を行い、3月に計画策定が完了となる予定でございます。

最後に6基本指針の主な改正事項をご覧ください。何度も申し上げておりますが、まだ国から基本指針が告示されておりません。そのため、こちらは国の概要資料から抜粋したものになります。また、今後告示される基本指針では、こちらに記載している内容とは異なるものがある可能性がございますので、その点についてはご了承ください。

それでは、資料をご覧ください。まず、主な改正事項として、①から⑭まで記載しておりますが、全く新しいものの1つとしましては、③福祉施設から一般就労への移行等の中の就労選択支援についての成果目標がございます。就労選択支援は新たなサービスとなります。現在、国から示されている資料において就労選択支援は就労アセスメントの手法を活用して整理した情報に係る書面の作成・提供、関係機関との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービスとされています。また、国は同時に人材の質及び量の確保を着実に行う必要があるため、実施までに十分な準備期間を確保すべきであるとも示しておりますので、慎重に成果目標を設定したいと考えております。

続きまして、⑦虐待防止に関する項目では市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進と記載がございます。厚生労働省の別の資料では、学校、保育所等の関係職員に対する研修の受講勧奨が記載されておりますが、こちらについては今後告示される基本指針を確認して計画にどのようなことを記載できるか検討してまいります。

また、本日の議題にもございました重層的支援体制整備事業の実施計画や福祉計画の上位計画である地域福祉計画との連携を図る旨が記載されている項目として⑧地域共生社会の実現に向けた取り組みがございます。こちらについては、具体的に計画にどのようなことが記載できるのか、所管課と調整を図っていきたいと考えております。

今後、国から基本指針が示され次第、基本指針を踏まえ策定作業を進めて参りますが、10月の自立支援協議会までにも適宜、様々な場面で色々な方のご意見を頂戴したいと考えております。

説明は以上でございます。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ほかにご質問がある方がいないようでしたら、次に進みます。」

小松会長

議事⑨その他

「最後に、議事⑩その他についてでございます。自立支援協議会専門部会構成についてでございます。事務局から説明をお願いします。」

計画係長

「本日お配りいたしました令和5、6年度船橋市自立支援協議会専門部会構成についてという資料をご覧ください。冒頭でご説明いたしましたが、市川児童相談所船橋支所が委員推薦を辞退されたことに伴い、専門部会の構成に変更がございます。

こちら、本日配布いたしました資料に障害児部会の構成の変更事項について記載しております。障害児部会には、これまで市川児童相談所船橋支所の委員に出席いただいておりましたが、委員推薦を辞退され、1人欠員となりましたので、ふらっと船橋の清水委員に本会の委員として、ご出席いただきます。

説明は以上でございます。」

小松会長

「それから、山田委員から資料がお配りされております。よろしくお願いいたします。」

山田委員

「皆さんお忙しいところ、お時間お取りして申し訳ございません。お手紙を読ませていただきます。

自立支援協議会の皆様へ。2023年1月に、船橋市の保育園で障害のある子の受け入れが限定されているという問題について、自立支援協議会に提起させていただきました。この問題でちばMDエコネットから市に要望書を提出して、関係課と昨年度2回の話し合いを行いました。話し合いには家族の方々が出席して、当事者の声を直接聞いていただくことができました。希望する保育園に断られた保護者から障害のある子はいてはいけないんですかという悲痛な声もありました。それを受けて関係課からは、改善が必要との認識が出されました。

　一昨日になりますが、5月16日に3度目の話し合いが持たれました。保育運営課が出席され、障害のある子の受け入れを進める方向で全保育園にアンケートを出したと報告されました。アンケートは令和6年度に障害者差別解消法の一部改正が施行され、合理的配慮を行うことが事業者に対しても義務付けられることになる。そのため、発達支援児、障害がある子ですけれども、の受け入れを意図的に拒否することは解消法違反となり、早急な改善が求められておりますと明確に書かれ、約7割の園から回答があったそうです。

保育運営課では、今後は全部の園での受け入れを目指し、時間がかかるかもしれませんが全力で取り組みます。次の募集から少なくとも全部の園に希望を出して相談できるようにしますとのことです。1月以来、子育て支援部長、現こども家庭部長を先頭にこの問題に取り組み、大きく改善の方向を出してくださった船橋市行政の方々に、厚く御礼申し上げます。今後の改善に期待しております。

以上です。ありがとうございました。」

小松会長

「以上で、本日の議事事項を終わります。最後に事務局から事務連絡をお願いします。」

障害福祉課長補佐

「次回の開催についてでございます。次回の開催については、10月ごろを予定しております。開催日時、議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。」